

事務連絡
令和7年3月26日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局） 御中
後期高齢者医療主管課（部）
地方厚生（支）局

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン請求への移行及び経過措置に係る周知資料の送付について

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和5年12月26日保発1226第4号）に基づき、令和6年10月以降も光ディスク等を用いた診療（調剤）報酬の請求を継続しようとする保険医療機関・薬局は、あらかじめ、審査支払機関に対して、その旨の届出及びオンライン請求への移行計画書（以下「届出」という。）を提出することとされていたところです。

しかしながら、一部の保険医療機関・薬局においては、当該届出の提出がなされないまま、光ディスク等を用いた診療（調剤）報酬の請求が行われています。

つきましては、オンライン請求への移行及び届出の提出に関して、周知資料を別添のとおりに作成しましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、今般の周知資料においては、オンライン資格確認の原則義務化によりオンライン請求も可能な回線が敷設された状況も踏まえ、光ディスク等を用いた請求を行う保険医療機関・薬局に対してオンライン請求への移行を促すとともに、オンライン請求へ移行できない事情のある保険医療機関・薬局におかれては、経過措置の適用を受けるための届出のご提出についてもご案内しています。

本周知資料については、以下の厚生労働省ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。

○添付資料

- ・（別添）【光ディスク等を用いてレセプト請求を行っている医療機関・薬局の皆様へ】
「オンライン請求への移行と経過措置のご案内です！」
- ・光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書
（様式第1号）

○掲載先の厚生労働省ホームページ：

保険医療機関・薬局におけるオンライン請求等

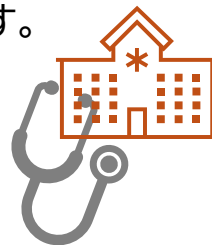
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html

オンライン請求への移行と経過措置のご案内です！

✓ オンライン請求への移行について

- 令和6年4月1日より、レセプトは**オンライン請求が原則**となっています。

「オンライン請求」とは、保険医療機関・薬局が、診療報酬等の請求データ(レセプトデータ)を、「オンライン請求システム」を活用して、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。



✓ 経過措置について

- 令和6年10月以降も**光ディスク等を用いた請求を継続しようとする施設について、期限付きの経過措置を設けています。**
- 経過措置の申請が必要な場合は、速やかに右記の医療機関等向け総合ポータルサイトの届出フォームから **「猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書」(様式第1号)の提出をお願いします。**

経過措置
「届出フォーム」▶



※ 経過措置の適用を受けるには、**オンライン請求へ移行できない事情や、オンライン請求への移行予定時期等を記載した届出(様式第1号)を審査支払機関へ提出**する必要があります。(提出がないまま、光ディスク等の請求を継続することはできません。)

※ 詳細については、厚生労働省HPに掲載の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和5年12月26日 保発1226第4号)をご確認ください。

✓ オンライン請求への移行手順について

- オンライン資格確認の原則義務化によりオンライン請求も可能な回線が敷設された状況であれば、オンライン請求へ移行しやすい環境**にあります。
- オンライン請求へ移行するためには、システム改修が必要となりますので、ご契約中のレセコンのシステム事業者にご相談ください。
- システム改修が完了した後、**オンライン請求を開始するためには、審査支払機関への「オンライン請求利用申請」と「電子証明書発行申請」が必要**です。医療機関等向け総合ポータルサイトから申請をお願いします。

詳細は次のサイトで確認をお願いします！

右の二次元バーコードを読み取ってアクセスしてください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

- オンライン請求に関する情報掲載ページへのリンクも案内しています。
- 各種手続きを行うには、医療機関等向け総合ポータルサイトにおける**新規ユーザー登録**が必要です。



厚生労働省HP

- 関係通知や導入手順を整理した資料を掲載しています。



光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書
兼 オンライン請求への移行計画書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	
④ 所在地	〒	-	③ 保険機関コード
	(都道府県)		都道府県番号 点数表番号 医療機関(薬局)コード(7ケタ)

II. 届出内容

⑤ 光ディスク等を用いた請求の継続を希望する期間	西暦	年	月	日
※ 最大で届出を行った翌年の9月末まで				
※ 1年更新制であり、改めて届出・移行計画書の提出を行うことで更新可能。				

III. 移行計画

⑥ 現時点でオンライン請求に移行できない理由(ア～ウから選択)	
ア 外部委託などにより請求を行っているため、レセプトコンピュータを保有していない 外部委託先の名称 () イ オンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情(※以下から1つ選択)がある <input type="checkbox"/> 光回線のネットワークが未整備の離島・山間地域や建物に所在 <input type="checkbox"/> 改築工事中・臨時施設 <input type="checkbox"/> 休廃止に関する計画を定めている <input type="checkbox"/> その他特に困難な事情がある ウ その他 ()	
⑦ 現時点で検討しているオンライン請求を行うことができる体制の整備予定時期	
ア 本年12月末までの時期 (ア～エから選択) イ 来年3月末までの時期 ウ 来年9月末までの時期 エ その他 () 例: 来年9月末までに休廃止予定であるなど	

(⑥で「ウ. その他」を選択した場合)

⑧ レセプトコンピュータ・請求用端末の状況(ア～ウから選択)	
ア オンライン請求に対応可能(確認済み) イ 改修・調達が必要 (西暦 年 月対応予定) ウ 改修・調達の要否を確認中	
⑨ ネットワークの整備状況(ア～ウから選択)	
ア 整備済み イ 契約済み・未整備 (西暦 年 月対応予定) ウ 見積もり依頼中・検討中	
⑩ 各種届出の状況	
(1) オンライン請求の利用申請 (済み/未実施)	
(2) 電子証明書の発行申請 (済み(※)/未実施)	
※ オンライン資格確認端末から請求する場合で、発行済みの電子証明書を兼用する場合を含む。	

⑪ 備考	
------	--

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

審査支払機関

御中

開設者名

(住所 〒 -)
メールアドレス:

(記入等に当たっての留意点)

- ・ 青色セル部分に必要な記載を行った上、あらかじめ(2024年8月31日までに)、原則として医療機関等向け総合ポータルサイトを經由して審査支払機関に届出を行うこと。
- ・ ①・②・④欄には、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ・ ③欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)、医療機関(薬局)コード(7桁))を記入すること。
 - ・ 【都道府県番号】 北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
 - ・ 【点数表番号】 医科 1、歯科 3、調剤(薬局) 4
- ・ ⑥・⑦欄には「ア～ウ」又は「ア～エ」のうち該当するものを選択して記入すること。⑥欄で「ア」を選択した場合には、記入欄に外部委託先の名称を記入し、「イ」を選択した場合には、該当する事情を1つ選択し、⑦欄で「その他」を選択した場合には、記入欄にその具体的な内容を記入すること。
- ・ ⑧・⑨欄には「ア～ウ」のうち該当するものを選択して記入すること。「イ」を選択した場合には、記入欄に対応・整備予定時期を記入すること。
- ・ ⑩欄には、(1)(2)のそれぞれについて、「済み」又は「未実施」を選択して記入すること。